平成２５年（フ）第１０６１１号
神奈川県川崎市高津区千年92　市営住宅１－５
債務者　上石美保子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６１４号
東京都練馬区下石神井１丁目９－７　メープル・イン１－６
債務者　福永　篤志
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６１６号
神奈川県藤沢市白旗４丁目12番22号　パンシオン善行２－204
債務者　阿部佐江子（旧姓且）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６９８号
神奈川県大和市中央林間１丁目８番13－805号
債務者　野邊　隆弘
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８４号
横浜市保土ケ谷区狩場町164番地38　グリーンヒルズ横浜Ａ棟214号
債務者　高木　　淳
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８９号
東京都町田市上小山田町2450番地１グレイス・ブルックＡ－102
債務者　櫻井めぐみ
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４号
岐阜県飛騨市神岡町寺林325番地12
債務者　古田美由紀
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月２日午後１時45分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
岐阜県飛騨市神岡町割石363番地
債務者　小松　直子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月２日午後１時45分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
静岡県浜松市中区中沢町50番16号
債務者　河合　昭吾
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
大分県杵築市大字南杵築162番地５　南台５
債務者　山添　孝治
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前11時45分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１０５４６号
東京都豊島区南長崎６丁目19－３
債務者　藤井　裕子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５５５号
東京都江東区亀戸９丁目33－２－615
債務者　中山　京子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５７９号
東京都杉並区下井草２丁目５－６
債務者　矢部　大典
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２５１号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番８－308号
債務者　谷　　満雄
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林586番地12
債務者　樋口　強太
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部